

教育委員会（ 2月 ）会議録（要点筆記）						
招集年月日	令和 6年 3月 4日（月）					
招集の場所	白馬村役場 2階 庁議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和 6年 3月 4日（月）午後 1時29分				
	閉会	令和 6年 3月 4日（月）午後 3時19分				
出席委員	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
	教育長	横川 秀明	教育長職務代理者	幅下 守	委員	松沢 亨
	委員	武田 弥生	委員	服部 知子		
事務局	教育次長	横川 辰彦	生涯学習スポーツ課長	松澤 宏和	子育て支援課長	内山 明子
	公民館長	太田 洋一	教育係長	今井 志保		

会議の要旨

1 開会

[教育長]

開会を宣言した。

2 令和6年1月定例会の会議録について

[教育長]

異議なく承認された。

3 報告

○教育長報告

1月31日から2月2日まで全日本クロスがスノーハープで行われた。

2月14日から17日まで、全国高校選抜ノルディック競技がジャンプ台とスノーハープで開催された。小雪の中、スキークラブと地元の協力で無事開催することができた。選手も監督も、皆さんの協力や支援に感謝していた。北海道以外は雪がなく、大会の開催が危ぶまれているような時期に、多くの皆さんの協力で、良いコースができ、本州で素晴らしい大会ができた。全日本高校選抜については、5年と言わず10年ぐらいやってほしいという要望もあった。

2月5日・6日に、河津町との交流40周年記念行事に参加した。一足早い桜を見学し、河津町の教育長をはじめ、皆さんと子どもの交流について意見交換ができた。今後活かしたい。

2月9日は総合教育会議で、村長と良い懇談ができた。

2月14日、白馬中学校でオーガニック給食を食べた。無農薬や消毒が少ない米や野菜を使ったカレーだった。生産者から中学生に講演も行った。オーガニックの意味について非常に良い話しが聞け、子どもたちも勉強になった。

○教育次長報告

学校のスキー学習は、新型コロナウイルスの影響がなく、アルペンスキーは予定通り行われた。特に白馬北小は3シーズンぶりに校内スキー大会を行うことができた。雪不足の影響から、北小のジャンプ週間、南北小学校のクロス大会は中止になった。

給食の牛乳が、大北管内に給食用牛乳を納入している松田乳業から、来年度2学期からビンから紙パックになるという通知があった。牛乳ビンの供給業者や、委託する機械の納入業者がなくなり、ビンでの提供ができなくなったからである。過日の献立委員会でも話題としたが、プラスチックストローを廃止すると、紙パックに直接口をつけて飲むのに抵抗があるなどの意見や廃棄方法についての疑問などが出された。大北の中で話題にして

足並みを揃えていきたい。

○子育て支援課長報告

しろま保育園とファミリアとサンライズと3園になり、先日、3園の園長と子育て支援課との打ち合わせ会議を初めて行い、困りごとや統一したい事項を確認した。今後も年に2回程度は行う予定。

小学校と中学校の卒業生の保護者へ子育て応援給付金の案内を出し、順々に振り込みをしている。

来年度の保健事業等の予定が固まり、来週、村内医師会と打ち合わせをする予定。

保育園の卒園式が3月20日、入園式が4月2日。

○生涯学習スポーツ課長報告

スキー大会の最近の特徴として、全日本クロスカントリーやインターハイ、その次のレベルの高校選抜は、開会式のようなセレモニー的なものをなくし、競技中心で非常に簡素化している。

白馬少年は、2月15日から18日に、岩岳で小学生の回転・大回転、中学生の回転・大回転を開催した。

○公民館長報告

2月23日、ノルディックこどもの日をジャンプ競技場で予定していたが、雪が少なく中止にした。

○学校の報告

2月15日の校長教頭園長合同会議の報告に基づき、教育係長が報告した。

○保育園の報告

2月15日の校長教頭園長合同会議の報告に基づき、子育て支援課長が報告した。

4 議事

○報告第1号 令和6年度の学級編制について

[教育次長]

南小学校は変わらない。北小学校は、1年生と2年生と6年生が1クラスになる。特に1年生は35人なので、もう1人いれば2クラスだったが、1クラスである。中学校は1年生と2年生が2クラスで3年生が3クラス編成になる。中学校の新2学年が72人になって、3クラスにすることもできるが、人数が少ないと運営がうまくいかないことがあり、HISで在籍はしているが、実際来ていない関係もあり、2クラスで運営したい。北小は新1年生35人で、目いっぱいになるが、またサポートする教育支援員を入れていきたい。

○承認第2号 区域外就学について

[教育次長]

大町市から白馬北小へ通学したいもの。

・全員賛成で承認された。

○承認第3号 白馬村立学校の臨時休業について

[教育次長]

ほぼ白馬北小学校のインフルエンザ関連である。一部、中学と南小のインフルエンザ休業も入っている。中学は、先生も3名がコロナウイルスに罹患した。今のところは落ち着きを取り戻している。

・全員賛成で承認された。

○承認第 4 号 通級指導教室への通級許可について

[子育て支援課長]

白馬北小学校の 1 年生 3 名。北小に入学し、1 年間過ごした中で、通級教室が望ましいと判断し、保護者の同意が得られたので、通級教室を認めていただきたい。

[教育長]

新 1 学年の授業参観をしたとき、確かに特色がある子たちで、個別指導が必要に思えた。保護者の理解を得られたので、この 3 名を新年度から通級指導教室への許可をしたい。

・全員賛成で承認された。

○議案第 11 号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見について

○議案第 12 号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する規則の一部改正に対する意見について

[教育次長]

新たに、地域学校協働活動推進員を設けたいもの。今はコーディネーターという名称。これを国庫補助の活動名に改めて、条例上位置づけたい。条例は時間額 1500 円以内とした。規則は時間額 1200 円、半日額 4800 円と位置づけた。令和 6 年度から、地域学校協働活動推進員の活動について補助が出て、学校運営協議会の報酬についても補助を受けられる。

・全員賛成で可決された。

○議案第 13 号 フルタイム会計年度任用職員の給料に係る級及び号級決定に関する規則の一部改正に対する意見について

[教育次長]

教育職のその他これに準ずる職務は、上に書いてないものを、1 級 21 号俸から 2 級 30 号俸という幅の広い設定にしている。1 級が主に事務職で 2 級が教職員。混在していると判断が難しいので、二つに分けた。その他これに準ずる職務の 1 級は、1 級の 1 から 1 級の 21 まで、この範囲の中で格付けして給料を払う。2 級の職は 2 級の 22 から 2 級の 30 まで。学校講師、教育相談など教員免許を持って従事される方を、ここに当てはめるもの。

・全員賛成で可決された。

○議案第 14 号 白馬村文化財保護条例の制定に対する意見について

○議案第 15 号 白馬村文化財保護条例施行規則の制定について

○議案第 16 号 白馬村文化財保存整備費等補助金交付要綱の一部改正に対する意見について

○議案第 17 号 白馬村文化財審議委員会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

[生涯学習スポーツ課長]

議案第 14 号は、既にある文化財保護条例を全面的に改正するもの。主な内容は、上位法である国の文化財保護法の改正に伴う条例の改正である。第 1 条に目的、2 条に定義を設け、3 条に文化財保護に関する責務を定めた。以下、4 条から後ろは、文化財保護法にのっとり、近隣市町村の条例も参考に全面的に改めたもの。

議案第 15 号は、今まで条例だけで対応していたが、新たに、細かいことを決めて規則を設けたもの。第 2 条に指定等の基準があり、これは条例第 4 条にある文化財の指定について記載している。第 5 条は選定。第 7 条は登録。別表は、それぞれの文化財の指定や選定を、ここにある基準で決めるというもの。

[公民館長]

議案 16 号は、村の指定文化財を対象に、保存整備に対する補助金の交付を定めているもの。国や県の指定文化財は対象ではない。今回の一部改正は、国の重要文化財を補助対象に加えたいから。大宮神明宮に祀られている神明社本殿、諏訪社本殿は国の重要文化財で、火災から守るため、12 年前に補助により、防火

設備を整備した。今回、防火設備に係る保守点検と自動通報に係る通信費を対象に補助を交付したいための一部改正である。第 5 条は、これまで補助金を利用するにあたり、変更承認申請、中止、廃止の規定がなかったため、改めて第 5 条として、変更、中止、廃止の承認を設け、それぞれの様式を定めた。別表は、文化財保護条例の全面改正による区分の変更。今回、一番下に国指定文化財の区分を新たに設けた。補助対象経費は、建造物に設置した防火設備等に係る保守点検および維持管理にかかる経費で、具体的には保守点検経費と通信費等。補助率は補助対象経費の 2 分の 1 以内の額、ただし国庫補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等を控除した額の 2 分の 1 以内の額で、上限を 10 万円とするもの。令和 6 年 4 月 1 日から施行。

[生涯学習スポーツ課長]

議案 17 号は、文化財保護条例を改正したので、第 4 条が 8 条になるもの。以上、議案第 14 号から 17 号まで、施行期日は令和 6 年 4 月 1 日から。

・全員賛成で可決された。

○議案第 18 号 白馬村図書館管理規則の一部を改正する規則について

○議案第 19 号 白馬村図書館雑誌スポンサー制度に関する要領の制定について

[生涯学習スポーツ課長]

議案第 18 号の改正は、現実に伴っていない部分を見直し、様々な改正をした。第 4 条に、入館させない対象として保護者を伴わない 6 歳未満の幼児と記載してあったが、それを規定している図書館はなく、そこを削除した。第 5 条は、図書館内において、水分補給のための飲食を、場所を決めて行えるようにしたもの。同じく 5 条で、盲導犬以外の動物および危険物の持ち込みを禁止した。第 14 条、15 条は、DVD 等の閲覧や、インターネット端末の利用について整理した。施行日は令和 6 年 4 月 1 日。

議案第 19 号は、新たに制定するもので、雑誌スポンサー制度は、図書館に並んでいる雑誌のビニールカバーの表に企業の名前を入れ、裏に企業の宣伝を入れる。その雑誌は企業に購入していただき、書籍代を負担する代わりに、その雑誌で企業の PR をするもの。白馬村図書館協議会で、数年前から計画されており、来年度から実施する。大北の図書館でやっているところはないが、大きな市には、こういう取り組みがある。

・全員賛成で可決された。

○議案第 20 号 白馬村ウイング 21 条例の一部改正に対する意見について

○議案第 21 号 白馬村体育施設条例の一部改正に対する意見について

○議案第 22 号 白馬村使用料条例の一部改正に対する意見について

[生涯学習スポーツ課長]

第 20 号は、ランニングトラックホールという記述があったが、ランニングトラックとホールは別々なので、そこを改めるもの。アリーナの 3 分の 2 使用、3 分の 1 使用は実際ないので削除。使用区分は、今まで一般使用、営業使用という言葉を使っていたが、村民の使用については村民使用、それ以外を一般使用という区分けに改めた。トレーニングルームは、企業版ふるさと納税を利用して全面改修する予定。それにより料金を若干上げ、新たに村民回数券を設けるもの。

第 21 号は、南部トレーニングセンター、北部トレーニングセンター、B&G トレーニングセンター、無人の体育館の利用可能時間を朝 9 時から 4 時間早めて朝 5 時から利用できるように改める。具体的には合宿とかで、夏は非常に暑くなるので、早朝から、朝食の前にも利用できるよう改正を行う。施行期日は、4 月 1 日から。

第 22 号は、ウイングの条例と同じ。一般使用を村民使用という表記に変えて、それ以外を一般使用という表記に改めた。備考に、村民使用の規定、一般使用の規定を載せた。施行日は 4 月 1 日から。

[教育長]

朝 5 時から、カードで把握か？村民使用と一般使用の違いは？

[生涯学習スポーツ課長]

住民登録をしている人、登録していなくても居住している人。村内の事業所に勤めている人を村民という扱いにする。村外の人や営業を一般使用に入れる。

[委員]

第 21 号で、冬にサッカーで南部トレセンを使っているが、除雪をしていないようで、車が 4・5 台しか置けない。お金を払っている以上、4・5 台しか置けないのは、いかがなものか？

[生涯学習スポーツ課長]

確かに台数が多くなったとき、除雪がされていないと狭いと感じるかもしれない。基本的に建設課で調節して除雪している。

[委員]

事故が起こっても不思議がないくらいの狭さ。もし連携が取れるのなら、今後検討して欲しい。

[委員]

第 20 号で、トレーニングルームの使用料は減免されないと、あえてトレーニングルームだけ減免にしない理由は？ 他は減免があるのか？

[生涯学習スポーツ課長]

減免は、スポーツ少年団など子どもたちの利用を減免にしている。トレーニングルームは、体の発育から小中学生は使用禁止なので、減免の規定にしていない。グラウンドや体育館には減免規定があるが、トレーニングルームには減免規定を設けていない。ここだけは減免規定がないので、それがわかるように、あえて、トレーニングルームは減免されないと表記した。

[教育次長]

この条例は 12 条で使用料の減免があり、使用料を減免できるものとするまでしか書いていない。例外は記載しないと、元の本文に入っていないので、減免できることになる。

[教育長]

ランニングトラックはどうなのか？

[生涯学習スポーツ課長]

減免の対象になる。

[教育次長]

減免は、公の施設等の使用料減免取扱規則があり、そこでスポーツ少年団の減免を規定している。そこで施設の規定はしていない。施設は、ウイング 21 条例で使用料を規定している。トレーニングルームは減免しないと書かないと、減免できることになる。なぜ、トレーニングルームだけ減免しないかはわからないが、大人も減免していない。

・全員賛成で可決された。

○議案第 23 号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見について

○議案第 24 号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見について

[子育て支援課長]

第 23 号はこども家庭庁が設置されたことにより関係法律の一部改正が行われたので、それに伴う改正である。ほとんどが元の法律が変わったことによる条項ずれや文言の改正。その他は、第 15 条の第 4 号、関係する省庁が内閣府になり、厚生労働大臣が内閣総理大臣に変更された。第 4 章雑則の第 53 条電磁的記録等は、新たに追加されたもの。

第 24 号も、こども家庭庁が設置され、法律の変更による一部改正。第 7 条に安全計画の策定等が追加された。第 14 条衛生管理等は、安全管理が必要な内容について、職員に対し、感染症および食中毒の予防および蔓延防止のための研修並びに訓練を定期的実施するよう努めなければならないと明確に表現した。第 49 条の電磁的記録は、新規追加。この条例は公布の日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。さかのぼった適用の理由は、令和 5 年 12 月 1 日にサンライズキッズ保育園が開設になり、サンライズキッズ保育園は電磁的記録を採用しているので、それに合わせて、さかのぼっての適用とした。

[委員]

第 24 号の第 13 条は、パワハラ的なことを言っているのか？なぜ削除するのか？

[子育て支援課長]

元が削除なので削除した。理由はわからない。もしかしたら他の条に書いてあるかもしれない。次回、回答する。

[教育次長]

児童福祉法第 47 条 3 項を見たが、福祉施設の長や、それに類するものは親権を行う者あるいは後見人が居たとしても、看護教育に関し、児童福祉のために必要な措置を取ることができる。人格の尊重、発達に配慮して、体罰その他心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないと、おそらく法で規定された。こちらは、その方の職権の乱用を禁止する条項なので、法でそもそも禁止されていることに対して、その濫用はあり得ないので、削除したと思われる。

・全員賛成で可決された。

○議案第 25 号 白馬村放課後子ども教室設置条例の一部改正に対する意見について

[子育て支援課長]

令和 6 年 4 月 1 日から白馬南小学校にも放課後子ども教室を開催する予定。そのため名称と位置について追加した。

[委員]

放課後子ども教室と児童クラブの棲み分けは？具体的に活動内容の違いは？

[子育て支援課長]

児童クラブは児童福祉法で親が働いていて、家に帰っても、保護者が不在な人が使えるもの。誰でも使えるわけではない。子ども教室はコミュニティというか、地域で遊ぶもの。親が働いている、働いていないの縛りはなく、誰でも使える。当初、北小で子ども教室を始めるとき、南小でアンケートを取ったが利用希望者が居なかった。それから 3 年経ち、今年度アンケートを取ったところ、使いたいという子どもが居た。場所は南小の放課後児童クラブの部屋を借りる予定。部屋を空けるのか、一緒に活動するのか調整中。児童クラブは、親が迎えに来て親に引き渡すのが原則だが、子ども教室は 16 時には解散で、子どもたちは歩いて帰る。児童クラブは、親が働いていない子どもは使えないので、私もここで遊びたいけど遊べないみたいな話も時々あったりする。子ども教室は、コーディネーターの先生方がしっかり指導し、工作や宿題など楽しくやっている。北小は場所が役場の多目的の一室なので狭く、もっとたくさん受け入れたいという希望はある。

[委員]

児童クラブは、低学年といった年齢制限はあるか？

[子育て支援課長]

今は年齢制限はない。子どもの発達で、3 年生ぐらいになると家に帰って静かに過ごしたいという子どもが増えてきて、どんどん減っている。高学年の子も 1 人か 2 人、家の都合で利用している方が居る。児童クラブは、学校がある日は毎日。土曜日と夏休み等も利用できる。子ども教室は週 1 回、月曜日に開設。週 2 回やっても習い事で来られない人が多く、月曜日が割と習い事がないので月曜日になっている。値段は児童クラブが月額 2300 円。子ども教室は、活動保険として年間 1000 円。

[教育長]

昔は文科省でやっているのが子ども教室で、厚生労働省でやっているのが児童クラブと棲み分けがあったのだが、市町村によっては一緒にやっているところもあるらしい。

・全員賛成で可決された。

○議案第 26 号 白馬村保育料条例の一部改正に対する意見について

[子育て支援課長]

長野県独自の子育て支援で、3 歳未満児の保育料の減免の拡充を行ったもの。それに伴い、村も保育料条例を変えたい。所得税が 57700 円未満の世帯は、第 1 子半額、第 2 子以降は 0 円になる。第 1 子から半額

になる。所得が57700円以上の世帯は、第2子は半額、第3子以降は0円とする。今までは、多子世帯等々の減免額が少なかったが、減免の枠が広がったので、直した。

・全員賛成で可決された。

○議案第27号 白馬村放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正に対する意見について

[子育て支援課長]

様式第1号は、保護者の押印をなくし、地図はほとんど使わないので省略した。かかりつけの医療機関は、内科と外科に分けていたが、現実にはそぐわないので、一つにした。様式第4号、第6号は保護者の押印を省略したもの。

・全員賛成で可決された。

○議案第28号 白馬村指定文化財の指定について

[公民館長]

堀之内にある田頭のシダレザクラについて、所有者より文化財指定の申請が提出され、これを受け、教育委員会では文化財審議委員会に諮問をした。2月8日に文化財審議委員会が開催され、その結果、田頭のシダレザクラを文化財指定とすることを可とするという答申があった。指定種別は天然記念物、名称および員数は田頭のシダレザクラ1本。所在は神城17352番地1。所有者は10名とあるが、登記簿上は12名で、2軒はもう既に家が絶えてしまったので、現在は10名。指定理由は、幹回りが340cm、枝張りも3mから12mと大きく張り出している。エドヒガン系のシダレザクラで、推定樹齢は300年以上。平成26年の神城断層地震でも持ちこたえ、今でも見事な花を咲かせている。この種の桜では、貞麟寺の枝垂れ桜に次ぐ桜で、保護し後世に伝えていく必要があるもの。補足として審議委員から、桜の木の横に小石物が並べられており、そのうち判読できるものは寛永6年、1629年5月18日と刻まれており、戒名が記されている。残る石も墓石と考えられる。桜にまつわる由来として、地元では貞麟寺の分身と言われており、おそらく地域の人々が墓地として共有地に桜を移植し、大事に育てて来たものと思われる。毎年春には神主を招いて供養が行われている。ただ単に春になると花を咲かせるだけでなく、春には神事を行うなど、地域の人々の暮らしの中で大切に育てた歴史的な背景もあり、保護していく必要があるというもの。

[教育長]

地震のときに周りの家が倒れても、この木だけ綺麗に咲いていた。外部の人から、この桜はどういうものかという質問もあった。平成28年に調べていただいた資料もあり、当時も指定をしたかったが、地域の方々の賛同を得られなかった。昨年、全員の賛同が得られて指定になった。

・全員賛成で可決された。

○議案第29号 令和5年度白馬村一般会計補正予算(第7号)(第8号)教育予算に対する意見について

・教育次長、子育て支援課長、生涯学習スポーツ課長が、それぞれに主管課の補正予算について、資料に基づき説明した(低所得子育て世帯給付金、学校施設整備費、教師用指導書購入、施設型給付費、児童手当減額、電気料等)。

[委員]

先生の指導書は北小と南小で学校ごと買わなければいけないのか？

[教育次長]

先生が机の上に置き、指導するとき見る必要がある。前回の教科書改訂よりも200万ぐらい増えているが、デジタル教科書を含んでいるから。今年買うと6年間使用できる。

・全員賛成で可決された。

○議案第 30 号 県費負担教職員の人事異動内申について

[教育次長]

2 月 29 日に内示が出た。北小の教頭先生は、校長先生として転出。南小には、昔、南小にいらっしやったことがある先生が校長先生として転入。南小の校長先生が役職定年とともに退職。

[教育長]

白馬中の村費の英語の先生が見つからない。情報があったら教えていただきたい。スクールサポートスタッフ通称 SSS は、今年も白馬中と北小には入っている。来年から南小にも入れて良いことになった。主に印刷とか児童の配布の手伝いとか、消毒みたいな作業、書類の整理のような先生方の補助をやってもらっている。やっていただける方がいたら教えてほしい。

・全員賛成で可決された。

○議案第 31 号 白馬村立小・中学校卒業式の告辞について

[教育次長]

去年もマスクをしなかったが、コロナ以降、何にもなくやるのは今年が初めてなので、盛大にできることを皆さんと共有するとともに感謝という一文を入れた。中学は義務教育課程 9 年を全員揃って終了したことを認めて報告するという教育委員会的な文言を入れた。

・全員賛成で可決された。

○議案第 32 号 白馬村準要保護者の追加認定について

[教育次長]

新入学用品に関して、6 年度入学で申請があった者の所得を確認した。南小で 2 名、北小で 4 名の申請があったが、最低生活費の 1.2 倍以上の所得があると不認定になり、3 名のみ認定した。

・全員賛成で可決された。

5 その他

・神城断層によってできた「撓曲」の白馬村文化財指定について

[公民館長]

神城断層地震によって地表面に現れた撓曲について文化財指定したいもの。場所は北部グラウンドの東北。よく写真でも出ていた。元々畑だったが、撓曲が現れているので、文化財指定したい。平成 27 年度にその南側を文化財指定した。去年の定例会で、その場所を解除した。新たに、この撓曲を指定したい。平成 26 年から年数が経っているが、この畑は個人所有で、白馬村が購入して、昨年境界が確定したので、文化財指定に向け事務処理を進めていきたい。

[教育長]

廣内先生が撓曲ではなく断層崖を使った方が良いと言っていた。一般的にも断層崖なので、そちらが良いと思う。

・3月の日程について

[教育次長]資料により説明。

次回定例会日程案

令和6年3月 26 日(火)午後1時半から。

署名欄	
教育長	
教育長 職務代理者	
委員	
委員	
委員	